

参議院農林水産委員会會議録第四十五号

昭和三十一年六月十二日(金曜日)
午後二時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
森 八三三君
矢山 有作君
渡辺 勘吉君
北條 偶八君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
北口 龍徳君
櫻井 志郎君
仲原 善一君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
山崎 齊君
大森 創造君
北村 暢君
牛田 寛君
高山 恒雄君

国務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君
政府委員 大蔵省主計
局給与課長 平井 勉郎君
農林省農政局長 昌谷 孝君
事務局側 常任委員
会専門員 安楽城敏男君

参考人

農林漁業団体
職員共済組合 河野 恒雄君
常務理事

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○農林漁業団体職員共済組合法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(青田源太郎君) ただいまか
ら委員會を開きます。

農林漁業団体職員共済組合法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。

まず、おはかりいたします。
本案審査のため、ただいまから農林
漁業団体職員共済組合常務理事河野恒
雄君を参考人として出席を求め、意見
を聞くことに御異議ございませんで
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ない
と認めます。

なお、手続等は委員長に御一任願
います。

参考人に質疑のおありの方は、順次
御発言をお願いします。

○北村暢君 参考人に意見を聞けとい
うことですが、参考人から意見を聞い
てやってくるというものはなくて、
質疑の中で参考人にも意見を聞くとき
に、お答えを願いたい。こういうこと
で、参考人に初め聞いてということ
なしに、取り扱っていただきたいと思います。

私は、年金の事業運営に関連をいた
しまして、農林漁業団体職員共済組
合の關係する職員の給与の問題につ
いてお尋ねをいたしたいと思ひますが、
現在、農林漁業団体職員共済組合の
職員の給与は、他の政府關係機關の給
与と比較して低く、私は伺つてお
ります。現在のこの格差が、他の政
府關係機關の給与との差ができたのは、
一体どのような原因によるものか。ま
ず、この現状について御説明願いたい
と思ふのですが、差は一体どのくらい
になっておられるのか。これは局長でも
いい、参考人からでもいいのですが、現
状の説明をまずお伺いしたいと思ひ
います。

○政府委員(昌谷孝君) 農林漁業団体
職員共済組合は、御承知のような経過
で三十四年に発足をいたしましたのであり
ます。御指摘の、政府關係機關と申し
ますか、他の団体と申しますといろいろ
ございまして、当然それぞれの団体の
のそれぞれの性格なり、発足の経過な
り、あるいは持ちます何と申します
か、必要とする人の種類その他いろいろ
な事情がございまして、それぞれに
給与の現実が分かれておるわけでござ
います。たとえばこの組合を中心にし
てみましても、これよりも高い給与
ベースといひますか、必ずしもその比
較は簡単でございせんけれども、普
通通俗的に高いといわれましますもの、
それから全く國家公務員と同じ給与表
によつておるものもあります。現状と
しては、この組合の給与表は、参考資

料として御要求がありましてお配り
いたしましたように、國家公務員等から
比べればかなり高いと思ひます。たし
か私学等は國家公務員と同じ給与表を
適用してはおるはずであります。ただ初
任給の点につきましては、新しい人を
確保するといふ要請等もありまして、
おそれる他の政府關係機關とほとんど
大差がない、そういうふうになってお
るうかと思ひます。そういうことで
ございまして、それぞれの団体ごと
に、それぞれ特質あるいは沿革を持つて
やつておりますから、必ずしも全部がこ
れより高いというわけでもなし、また
全部がこれより低いというわけでもな
い。どちらかといへば、國家公務員に
近い現状であらうことは、大體國家公
務員に比較的に近い給与表でありま
す。初任給等の点では、先ほど申しま
したような次第になっております。

○北村暢君 ただいまの説明をお伺
いしておると、私学共済の例と比較して
のお話のようでございしますが、資料の
提出を願ひましたのも、実は、ほかの
政府關係機關の給与との比較がわかる
ような資料を出してくれと言つたので
すが、そういうものは出ておりませ
ん。この職員の共済組合の給与とい
うことで、職員の給与だけが出てきて、
比較が出てきておりませんが、いま御
答弁のありましたように、私学共済の職
員の給与との比較というふうなことで
答弁がございしましたけれども、私は
それよりも、まだ農林年金に非常に近
い農林団体あるいは農林金融公庫、こ

ういうふうな農林省の監督下にある政
府關係機關の職員、こういうものとの
比較は、あなたのほうで監督されて
いるので、その実情はおそらく把握され
ておるはずだ。それにもかかわらず、ま
ことに不親切な資料しか出ていないの
です。これじゃ比較ができない。あ
なたのいまおっしゃる通りに、それぞ
れのできた過程があつて、それぞれの
給与の形で独自にきめられる、こうい
うことであれば、私はそれなりに質問
したいと思ふのですが、そういう關係
機關のできたいきさつからいって、ば
らばらな形で給与がきめられていい、
このようにお考えになっておるのだ
か。

○政府委員(昌谷孝君) 他の政府關係
機關との比較を、資料に基づいて申し
上げたいと思つて検討いたしましたけ
れども、なかなか、先生よく御承知の
ように、単なる給与表と申しますか、
規定だけでは実態がわかりません。そ
こで、どういふふうな比較をするのが
正確と申しますか、比較的當を得た比
較のしかたであるかといふことになり
ます。なかなか必ずしも問題があり
ますので、それを資料をもつてお示
しすることと致しまして差し控えたわけ
でございします。ただ、從來私学等がそ
ういうことであつたという、そういう
事情を承知している範囲で、先ほど御
説明申し上げました次第でございま
す。

○北村暢君 それは、ほかはどうかしら
ぬけれども、それなりに皆わかつてい

るでしょう。それで、あなた一番低い私学だけ出して、その説明をするなんてもつてのほかです。そんな説明なら聞く必要がない。ほかの高いところのことを言わないで、一番低いところのことを言つて例に引き出すというのは、まことにけしからぬじゃないですか。ほかのものは出せない、比較できないという。

大蔵省の給与課長にお伺いします。政府関係機関の職員給与について、政府関係機関の職員給与は、監督官庁と大蔵省が協議してあるようでありまして、したがって、いかなる方針に基づいてそういうことをきめ、協議に応じておられるのか、この点について給与課長にお伺いいたします。

○政府委員(平井通郎君) 政府関係機関というものの概念が、実は必ずしも明確ではございませんが、一般的に公庫、公団、事業団というような範囲と、さらに共済組合等の団体、その範囲に限って御説明を申し上げます。基本的には、給与の考え方というのは、給与制度全体を通じていうならば、公務員とバランスをとるべきであるという基本的な考え方を持っております。ただ現実の問題として公庫、公団、事業団等につきましては、一般公務員と異なつて、昔でございますと、恩給制度の適用がなく、現在は共済組合年金になつてゐるわけでございます。共済組合年金の適用がなく、比較的水準の低い厚生年金が適用されてい

る、あるいは福利厚生施設において必ずしも十分でないものもある。こういった点を考慮いたしまして、おおむねその発足にあたりまして、一割五分ないし二割程度の格差を一般公務員との間につけるといふシステムにいたしているものであります。もちろん歴史的に申しますと、非常に沿革の古いもの等もございます、必ずしもそういう正確な計算が当初からできておつたかどうかというところは、先ほど農林省から御説明がありましたように、多少御異論があるかと思いますが、基本的な考え方としては、そういう考え方をとつてゐるということでありまして、そこで、これらの職員の給与改定等にあたりましては、私どももいたしましては、公務員に準じて一応ベース改定等が行なわれるのが妥当であるという基本的な観点に立つてゐるのであります。と申しますのは、これらの団体は、多かれ少なかれ出資なり、融資なりあるいは補助金なりという形で、国民の血税に依存してありますので、基本的な考え方として、公務員に準ずるといふ形でございまして、その間に、制度全体としてバランスをとるといふ観点をとつております。そこで、これらの共済組合だけ資料をお出しになつた趣旨は、これは先ほど御説明があつたところでございまして、性格的に見て、給与体系の比較的似てゐるもの、つまり一方では公務員と同じように、共済年金制度が適用されておつて、その限りにおいて他の公団、事業団と性質が異なつてゐる、したがつて、同じような性質のものをお集めになつて、私学とかあるいはその他の共済組合の事例をお出しになつたのだらうと私どもは推

察いたしますが、これらについては、基本的に給与ベースにおいて公務員と変わるべき理由がない、何となれば、基本的には共済年金制度でカバーされ、同じような給与体系で推移している、こういうかっこうになつてゐるわけでございます。

○北村暢君 ただいまの給与課長の説明では、大體公務員とバランスをとるのだ、こういうことで、やはり政府関係機関に対する職員の給与については、いきさつのいかんにかかわらず、ばらばらでよろしいということになしに、一つの方針というものがやはりある。このように承つたわけなんです。そこで、おっしゃる通りに、社会保障制度の一環である年金制度というやうなものであるとか、あるいは厚生関係であるとか、こういうものについて差があるのか、一割五分から二割の公務員給与より高くなつておるといふことによります。したがつて、若干の差はあるのしょうけれども、大きなつり合ひにおいては、やはり大蔵省としてはバランスをとつて考へてゐる、こういうことだと思ふのです。そこで、年金の職員については、公務員の給与と同じでいい、まあ端的に言えば、公庫、公団、公庫、農林漁業金融公庫、こういうものは一割五分から二割高くなつてゐるが、年金はその必要がない、年金の職員については必要なしに、公務員と同じでよろしい、こういうことですか。

○政府委員(平井通郎君) 基本的な考え方は、私ども先ほど申し上げたやうに、制度全体を通じてのバランスとすること考へておるわけでございまして、その限りにおきまして、年金等

の水準において、公務員等と大體同じになるわけでありまして、共済年金制度を適用してゐるものについては、給与等については国家公務員とバランスをとつて考へてゐるべきではないかという考え方をとつております。

○北村暢君 年金が適用になつたからといって、それじゃ、いままで公務員の年金と共済組合の年金と条件が同じだつたということにはなつていないんです。それからまた、厚生年金とこの年金、職員の年金とは差があるから差をつける、この理論は一がいには私には同調できない。年金がこうだから給与が低くていいと、こういうやうな給与課長の理論には、一がいには賛成できない。社会保険制度の一環とするものと、その月々の生活を支える給与というものと関連をつけて、給与は低くていいと、こういう給与の理論というものは、賃金理論というものは、それなりに考へておるのしょうけれども、私は関連があまりないのじゃないかと、うふうに思ふのです。そういう理屈で差がつくにしても、従来の例からいへば、公務員と同じ年金ではない年金なんでありまして、当然やはり差があつていい。あなたの理屈からいって、も差があつていいと思ひますし、また公庫、公団、事業団、こういうものとのバランスをとつていくといふことは、そういう問題を度外視してやる必要があるのじゃないんですか。大蔵省のほうは、いま給与課長の言つたやうな考え方ではいふけれども、年金の理事者はそれは考へておらない。やはり政府関係機関の公団、事業団と給与はバランスをとつていったほうがいい。

こういうふうな理解をしておるだらうと思ふのです。それについて、参考人の当事者が見えておりますから、いま大蔵省の給与課長の言つたやうな、ほかの公団と年金は差があつていいといふやうな考え方を所持のようですけれども、そういうことで、あなたは実際に職員をあずかり、労働組合と団体交渉をやる上において、支障ないとお考へになつておられるのですか、参考人から意見を伺ひたい。

○参考人(河野恒雄君) ただいま私のほうの職員の給与の問題についてお尋ねの点がございましたが、私のほうの職員の給与につきましては、年金が発表するスタートのときには、公務員ベースであつたわけでございまして、その後、累次の改定によりまして、今日の状態になつてゐるのであります。いろいろ私も給与の問題について検討いたします際に、ただいま大蔵省の給与課長さんからお話が出ましたやうな点も、かねて聞いておるわけでございまして、私どももいたしましては、政府関係機関として、同じやうな公的な性格を持ち、同じやうな条件のもとに仕事をいたしております関係からいたしまして、政府関係機関としては、やはり均衡のある給与体系にしていきたいといふやうに、まあ希望を持っておるわけでございまして、現在、公庫なり公団なりと比しまして、本給につきましても格差があるわけでございしますが、そういうやうな点につきましては、できるだけそれを縮めて近づけてまいりたい、こういうやうな希望を持っておるわけでございまして、さやうな方向で御理解をいただくやうに努

○渡辺勤吉君 参考人に、関連して一、二伺いますが、去年の十月からこ
としの二月にかけて、賃上げの紛争が
労使間にあつて、その締めくくりとし

て、経営者側と労働組合側とで、団体協約を締結した。その団体協約の締結の骨格は、一九六四年度中に、他の政府関係機関との本給格差を解消することとを目標に置いて努力する、こういうように協約の第二項に明示をしておる。しかもこの団体交渉の経過を、記録によって見ますと、ここであつたところ他の政府関係機関というのは、具体的に愛知用水公団というものを対象にして、これらの合意に達しておる。であるとすれば、もっと具体的に、これらの公開なり、公庫なり、あるいは其済組合というものを、抽象的に理解するのではなくて、現実、それらの中で経営者側が示された、他の関係機関と本俸の格差を一九六四年度中に解消するように努力するという具体的な設定目標は……、愛知用水公団であるということになっておると思ふのですが、この点はいかがですか。

○参考人(河野恒雄君) 政府関係機関のうちにも、公庫、公団がございます。が、その公庫、公団の中にも、いろいろの段階があるわけでございまして、私どももがいろいろ検討いたしまして、かなりに公庫、公団と近づけるということにいたしました。たとえば農林金融公庫であるとか、あるいは他の非常に給付の高い公団であるとかいうようなもの等に、目標ということではなく、やはりわれわれの手近いところから逐次改善をはかっていくというよう

○渡辺勸吉君　そうすると、北村委員から具体的な比較になるデータの資料ということで要求した資料が、さっぱり的是をはずれた資料ですから、関連して、政府に具体的にお尋ねしたいのは、この際例として参考にならない私学共済というものもなく、いま参考人の話にもあったように、身近な愛知用水公団というものが団体交渉の具体的な目標であって、それが団体協約の具体的な意思表示になっておる。そこで、農林年金と愛知用水公団との初任給から五歳格差で比較すべき資料は、当然監督官庁としても掌握されておられると思うし、当然、主計局給与課からもそういう資料が出ておるはずでありますから、代表として、ひとつそれを比較した数字をお示しを願いたい。

○政府委員（豊谷孝君）　私どものほうで、年金の給与についての判断をいたした

します際に、愛知用水公団と必ずしも対比をして見るということとは、あまりやっております。したがって、愛知用水公団の現在の給与についての正確な資料の持ち合わせがございませんが、私どもの調べました範囲で申し上げますと、一番端の問題としての初任給で申し上げますと、初任給につきましては、愛知用水公団と農林年金との間では、高卒については全く差はございません。中卒については、むしろ農林年金のほうが、ごくわずかでござ

ね。大臣は、いま河野理事がおっしゃっているように、やはり農林省の他の政府関係機関というものがある、それに給与のバランスをとっていきたいという理事者側の考え方、これについては、私は当然じゃないかと思うんです。したがって、大臣はこの考え方を了とせられるかどうか、これをひとつ、簡単なことですから、お伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(赤城宗徳君) この年金制度が発足した当時は、民間のものとしては、私学共済というものだけがあつたものですから、それと大体ならつて、公務員の給与というのを標準としてやってきたと思います。だんだん制度も年月を経てきましたし、また農林

関係の共済団体でございますから、農林関係の他の機関等と均衡のとれるような給与体系にできることが、私は望

ましいと考えます。

○北村暢君　そこで、お伺いしたいのは、いま局長から、初任給だけを言われたのですがね。初任給はまさしくどこもみな同じなんですよ、いまだきあまり安くしたら来ないですからね。初任給はほとんど同じなんです。ところが年令が上がつていきますというと、差が出てくる。ここに農林漁業金融公庫

林年金の職員というものは非常に若い年齢であります。年齢層が若い、比較的低いのであります。それで、平均給与に率を掛けて給与の原資をとりますという、どうしても原資そのものは低いわけです。したがって、年齢の高い人のほうへは配分がいけないわけなんです。配分できない。そういうことで、実はこういうト——いま申し上げましたように給与の大きな——年齢が高くなればなるほど操作ができないんですね。結局押えてしまわなければならぬ、こういう結果が出ておるんです。ですから、こういう点をひとつ監督官庁である農林省なり、大蔵省は十分理解をしていただかなければならぬ。で、年金なら年金のできたいきさ

つからいつて、ほかとの比較は必ずしも妥当でないと、こうおっしゃるんですが、そうはいかないと思うんです。

いま河野理事も、大臣も認められておりますように、農林関係の各政府関係機関とのバランスをとることは望ましいと、だれが常識的に考えたって、それはそのとおりだと思うんです。それが従来、そういうことで、昭和三十六年ですかに一度このバランスをとった。とったところが、これは農林省、大蔵省と協議しないで、かつてにやっ

いうので、差をつけていけ、こういう取りかわしがあるというふうに向つておりますが、これは事実ですか。局長と、それから給与課長にお伺いいたします。

○政府委員(島谷孝君) 先ほど来お話を
が出ておりますように、この年金の給
 与につきましても、できるだけ事情の
 許す範囲内で、なるべくいい給与に接
 近をいたしたいということとは、これは
 当事者の願望でもありますし、直接監
 督責任のあります私どももいたしまし
 ても、そのこと自体を別に、特に何と
 申しますか、けしからぬことというふ
 うに考えておるわけでも何でもない、
 ただ政府関係機関と申ししましても、
 その間に統一した給与の確立した方針が
 画然とあるわけでもなく、したがいま

中で、いかにによりよく、内部の職員の実情に合わして、その財源を給与表に組み立てていくかという点での、当事者の御苦勞があるものと思います。その結果が、当面若い方が多く、また新しい補充をする必要が特に強いので、限られた原資の中で、一つの給与表上の配分が、どうしても若年階層にはあまり差がつけない、その結果、原資の不足のしわがどうしても上に、高年階層まで及ばない、また高年階層が實際

問題として非常に少ないということも、おそらく影響しておると思ひます。そういうことで、私どもとしても、この年金が公務員と同じ給与水準で発足をいたしましてから今日まで、いろいろの機会に、いろいろの事情の許す限りで多少ともよりよくなるように、随時そのときどきの担当者が苦勞をして、今日に至っておるわけであります。もちろん現状においてまだ十分よいものというふうに言うわけにまいりませんけれども、何と申しますか、政府関係機関なるがゆえに、全部均一でなければならぬという主張を、すぐ実現しようと思ひましても、これはなかなか實際問題としてそういかない事情もあるわけであります。給与格差というものがその間ある。その辺は先ほど大蔵省のほうから、政府関係機関それぞれについての性格上の一つの制約もやはりあるかと思ひます。そういう中でもなるべく改善をはかつていくわけでありますから、私どもとして、過去においても、また今後においても、なるべく客観情勢の許します限り、給与財源を豊かにする、またなるべく職員御希望に沿うように、それを格づけしていくという努力を怠れないと思ひます。御指摘の、三十六年当時において予算統制上の問題として行き違ひがあつたことは、私も承知をいたしております。つまり予算統制上の問題として、与えられた原資の中で当然処理すべき問題が、ごく短期間の当該年度についてはそれで済みましても、翌年度以降に大きく影響のあるようなことをやつてしまひますと、やはり予算統制という見地から見て、必ずしも好ましくないという意味で、何と申します

か、他の政府機関の例外を主張するとでなしに、なるべく他の政府機関並みの、与えられる原資の中で、将来にわたって結末をつけていくように努力をするということを、当時の財政当局局長と、そういう方針をとることを約束したというような事情があったようでございます。しかし、そうは申しまして、その後の現実の動きといたしましては、やはりいま先生が一端をお触れになりましたようないろいろな事情がありますので、そのときどきの事情の許す限り、年金側の御要望に必ずしも十分沿っておりませんけれども、なるべく弾力的に、少しでもよいの原資が得られますよう、私どもとしては努力をし、多少のことは前進をしておるといふのが現状であらうかと思えます。

○政府委員(平井進郎君) 三十六年当時、私まだその当時着任いたしておりましたので、また聞きの話になりますから、そのおつもりでお聞きいただきたいと思いますのでございますけれども、基本的な考え方といたしまして先ほど私が申し上げましたように、実質的に公平をどこでとるかというのは、私ども数多くの政府関係機関を取り扱っている立場として、問題になるわけでございます。そこで、ベース・アップ原資等につきまして、それぞれ団体交渉でおきめになったものを、財源に組むということになりますと、これは統一的な議論ができなくなるわけでございますし、基本的にはやはり同じような考え方で原資を組んで、その範囲内で御検討をいただくという立場をとっているわけでございます。たまたま三十六年度におきまして、団体交渉の結果として、そういう点について

若干の問題が出てきたわけでございます。して、その限りにおきまして、将来における原資の問題としては、何らかの形で処理をしていただく必要があらう、そういう意味において、農林省当局と覚え書きをかわしたということは承っております。

○北村暢君　その覚え書きをかわしたことを実施したから、今日せつかく追いついて着いたものが、他の政府関係機関と賃金の格差ができてしまった、こういう結果になっているのですよ。したがって、私は何も年金がべらぼうに常軌を逸したような形で、非常識な賃金要求をして、それが実現できないということで、どうこう言っているんじゃないか。三十六年当時、理事者側との労働協約に基づいて、他と均衡のとれた給付になったものが、その後二、三年の間に、三十六年の給付改訂をした以前との差のある状態に今日戻ってしまった。それは協定に基づいてやったから、こういうことになったかと思ふのですが、理事者側が、いま大臣が、ほかの公団、事業団とパランスをとるようにしたいという意欲を持っておる。持つておるのに、結局あなた方が押えているからできないのです。これは協議にいけばねつておる。お前たち、かつてなことをやったから、みせしめのために低くする、こういうふうにししか受けとれない。そういうことで、私は労働協約だから、政府関係機関であるのにどうこうということを含んで言っているんじゃない。これをひとつ良識の範囲内において、団体協約で定められたものではないということになる、これは労働基本権を侵害することになるんじゃないか、権力によつ

て押えつけるということになるんじゃないか、このように思うのであります。したがって、この態度はひとつ改めていただきたい。決して非常識なものではない、主張から言っても何から言っても、農林大臣の意思を聞かれても、御答弁あるとおりおわかりだと思ふのです。その線に沿って、ひとつ大蔵省は協議に応じていただきたいと思ふますが、いかがですか。

○政府委員(平井延郎君) まあ私どもの考え方として、俸給だけでパランスをとるという御主張であれば、かなり議論があるわけだろうと思うのでございます。俸給等の制度を、たとえば他の機関と合わせ、そのかわり、たとえば諸制度について再検討するという御議論であるならば、一つの考え方であるうかとは思ひます。ただこの問題に關する限りは、俸給だけを抜き出して、他とのパランス云々ということになれば、私ども全体の政府関係機関をおあずかりしている立場から申しますと、給与問題に關しては相當問題が大きいということを御了解をいただきたいと思うわけであります。

○北村暢君 給与だけの問題をいま言っているの、あなたは、社会保障制度の年金だの何だのという問題を含まれて、給与をきめなければならぬといふて、給与の方でありますけれども、それは、先ほど来申ししておりますに、納得がいかないのですし、農林年金というのは、非常に新しくできた年金というのは、非常に公団、公社と比べて、厚生施設においても何にしても、特に恵まれているなんというところは絶対にない。したがって、私は給与だけで比較して差しつかえないと、

こううふうな考え方を持っておりますので、これは、いまの給与課長の答弁では、私は了承しかねます。したがって、この問題は、私は是正されるまで、何回でもこれはひとつやりますから、そのつもりで対処していただきたいと思ひます。大臣の意思は、答弁されているのは、あなたおわかりでしょうかね。國務大臣が言っているのに、給与課長がそれをひくひり返すようだったら、断じて許されませんから、この点はひとつきつづき言っておきますから、今後の処置についてどういう処置をとられるか、まあ秋のベース改定があるときに、その結果が私は出てくるかと思ひますので、十分見ていきたいと思ひます。したがって、この点はそれで終わりますけれども、もう一つお伺いしたいのは、すでに労働協約で、先ほど渡辺委員が触れられましたように、他の政府関係機関とのバランスをとると、三十九年度内に努力をすると言っています。したがって、河野理事は、そういう労働協約を結んでおるかから、当然、河野理事は大臣とも御相談され、大蔵省とも協議せられるはずであります。そのときにひとつ、いま申したようなことを十分理解をしてやっていたいただきたい。この労働協約は結んだのはけしからぬと、こうおっしゃられても、労働協約は協約として生きていくだろう。もっともその労働協約は、河野理事のほうでも配慮をして、バランスをとるように努力するということで言っておりますから、努力が実らなかつたのだというふうなことも言えるかもしれないと思ひますが、私は許されなかつたと思ひます。それから十分配慮されて、ひとつ協議に応じて

ていただきたい。大臣もまた、理事者側もそういう協約を結んでいるのでありますから、これをひとつ支援をする意味において、どうも大臣と違つた形で、下のほうで、かつてな理屈とは言いませんけれども、適当に処理せられる可能性があるように、したがって、そういうことのないように、十分監視をしていただきたい。このように思うのであります。で、あまり原資は要らないのであります。わずかに六百万程度でもってバランスがとれるのであります。二億三千万かの事務費の中で、六百万くらいで給与のバランスがとれるのに、それをいろいろな理屈をつけて、低く抑えておらなければならぬといふことは、私はどうも政策上からいっても好ましくない、あまり無理な要求じゃないのでありますから、大臣はこういうこまかい問題については、あまり下から知らされてもおられないでしようし、おわかりになつていないのだらうと思うのですが、わずかに六百万で済む問題なんでありまして、ひとつ大臣も、こういうこまかいことは言いがた、年金等においても、労使間の問題が非常にこのささやかな問題でこじれている。ストライキをやるなどというところが起つておるのでありますから、しかも決して非常識な要求じゃないのです。先ほど来言つておられるように、バランスをとつてくれといふだけでありまして、ぜひひとつこの点は考慮してやつていただきたいと思ひます。ひとつ大臣の所見を伺つておきたい。決意のほどを伺つておきたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 望ましい姿に持つていくことにつきましては、私

はその方向に協力いたすといひますか、そういうふうにいいたしたいと思ひます。

○北村暢君 私はこのくらいで質問を終わりますけれども、せっかくの大臣の御答弁でございますので、ひとつ農政局長も大蔵省の関係者も、この点を十分尊重されて、次のベース改定の際に、この趣旨が生かされるように御要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○渡辺勸吉君 いまの労使関係の問題についてどうかがわれるのであります。その発足した農林年金の組織といふものの自主性を尊重しなければならぬといふことは、いまの具体的な賃金の紛争の中にも問題が出ておると思ふのであります。政府委員の答弁にもありましたように、できるだけ拘束されるワケといふものを拡大するといふ、答弁の中にもありました。何しろ現状では、ある一定のワケをはめ込んで、その中で操作するから自由だ、でも、ワケはいささかもこえてはならぬなどという、大蔵当局のこういう締めつけといふものは、非常に組合の今後の運営の上においても、これは大きな問題を投げかけていると言わざるを得ないのであります。

過般の四・四の公労協のスト宣言のときにはこれら賃金を現実にはさばく能力が与えられていない、しかも管理者としての高い責任を追及されている、こういうことでは、この組織の健全な運営にはならないわけでありまして、ですから、ただいま北村委員も具体的に指摘をしたように、原資としてはあまり要らないといふこと、困交の中

にも話し合いがあつた愛知用水公団並みにこれの格差を是正するとしても、ただか六百万のワケを、格差解消のために付与することによつて可能なわけでありまして、そういうものを与えないで、絶えず労使間に紛争をまき起している、このことは組織の正常な運営をもう妨げているわけですから、これは今後また問題が再燃することが懸念されるわけでありまして、五月十三日に発表されました臨時行政調査会の、公社公団等の改善についての作業報告の中にも触れているように、政府が行なっている現行の予算統制といふもののこのシステムについては、検討し直して、各団体の経営の自主性を確立すべきことが取り上げられております。したがって、この給与の合理的な措置、具体的には類似の政府関係機関、より具体的には、困交の中で引用された愛知用水公団といふものに例をとつて、格差をなくしていくといふことが、今後におけるこの組織の労使の紛争を基本的に解決する課題でありますから、政府は補助金を出すことと引きかえに、当事者能力は奪つていふような、いままでのこういう一つのやり方をあらためて、労使間の自主的決定を認めるということが、私は基本的な問題につながる課題であると考えておるのであります。したがって、大臣はそういう一つの格差といふものを確認され、その格差の是正のために、組合の当事者が労働者に団体協約で約束をしておる、一九六四年にはその格差を解消するように努めるといふことが、空文に終わつては、これはもう想像以上の紛争をまた惹起することが懸念されますが、具体的には、これらの

措置といふものを通じて、組合の自主性といふものを尊重して、自主的な機能といふものをこの際明確に付与する方向で、大臣の善処を望みたいのであります。

私は次に、この余剰金運用という問題について、同じ角度からいろいろ大臣並びに関係者の考え方を伺いたしたのであります。きのうも大よその計数の報告を承りましたが、もう一度この資料に基づいて数字をお示しを願いたいのであります。農林漁業団体職員共済組合における資金運用の実績が、三十七年度まで出ておりますが、すでに三十八年度は決算済みでありますから、三十八年度のそれと、それ以降の、わかつておるまでの年次におけるこの資金運用のトータルといふものを、もう一度ひとつづつ教えていただきたい。

○政府委員(昌谷孝君) 当共済組合の決算は、御承知のように五月末をもちまして決算をいたしたものを、七月末までに農林大臣に届け出るようになっております。目下作業中と申しますか、まだ三十八年度の数字を私どもも承知をいたしておりませんので、決算報告上確認をされました三十七年度末を、最新の段階での数値としてお扱いいただくことで御了承いただきたいと思います。三十八年度につきましては、いづれ七月になりますれば、七月末には明らかにされてくるわけでございます。それまでの間、三十七年度の数字で大体の御判断をいただきたいと思います。で、その数値につきましては、この資料の一二ページにございまして、各各それぞれの運用先を持っております。その平均利回りは、三十八年度と比較いたしますと、かなり好

転をして、八・一五%ということに相なつておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 それでは参考人に伺ひますが、三十八年度はまだ完全な締め切りでないにしても、予想がついていらずであります。年度末で、どの程度くらいに予想になりますか。

○参考人(河野恒雄君) ただいまのお話でございますが、私のほうにいたしましては、一応作業は、まあ第一作業は終わりました。組合会において議決をされました後に、農林省の御承認を得るといふ段階になるわけでございます。したがって、いまの段階ではまだ組合会に提出いたしておりませんので、そういう意味の数字と御了解をいただきたいたしておりますが、三月末におきましては、一応試算として、これは大ざっぱに申しまして、一応約二百三十億ということになっておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 なおこれと関連して、運用利回りも大体出ていると思うのですが、三十八年度の平均利回りはどの程度になる見込みですか。

○参考人(河野恒雄君) いまの計算では、大体平均利回りが八分強といふところでございます。

○渡辺勸吉君 それから、これはさらに推定として何うのであります。あまり責任を持つてという固い意味でなく、お伺ひしたいのであります。昭和四十五年なりあるいは六年なりの、五年、六年後のこの余剰金の見通しといふものはどういふふうに立てておられるでしょうか。

○政府委員(昌谷孝君) 余剰金ということ、見積りは手がかかり非常に困難でございます。実は十分やれませ

が、お手元に当初にお配りいたしました資料の、その一のほうの一〇ページのところで、修正前のベースでございまして、改正法の給付を執行していった場合の、三十九年度以降逐年の一応収支の予想を、四十九年度までにわたって立ててある資料をお出しいたしておりますが、この中で、一番下の欄に、積立金という欄を設けております。おおむね、ごく大ざっぱな話としては、この程度の積み立て金が年次を追って累増していくのではなからうかというふうな見通しを一応立てました。その後、修正の結果によって、数値等も当然移動があるわけでありまして、これで概況を御推察いただければと思います。

○渡辺勲吉君 そうしますと、ただいまの参考人の発表された、三十八年度が二百三十億というのから見ても、すでに三十九年度が三百二十億ということになりますから、かなりこれは予想を上回るといえると思うのですが、その理解はどうなんでしょう。三十八年に二百三十億というのから見れば、三十九年は三百二億をこすんじゃないかと思うのですが、その理解が正しいのか。いやそうじゃない、三十八年度が二百三十億とすれば、この収支予想表にある積み立て金のことし一年を終わって、来年三月末は三百二億と書いてあるのは、大体この程度だろうということなのか、その辺をもう少しお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(昌谷孝君) 従来の見当といたしましては、大体、年々三十七年度が百六十何億でございまして、まあ五、六十億という私どもは大体見当を持っております。三十八年度が二百三十億というところであります。三十七年度との対比では、少し多いような感じを持つわけでございますが、今後、法律改正に伴って、掛け金率もかなり大幅に、昨日もお話しのように、約二割何分上がることになりまして、そういうような関係、それから給付水準そのものが上がる関係で、当然その幅はかなり上がるというふうに思っています。従来五、六十億と考えておりましたのが六、七十億くらいになるという、非常に大胆な、大ざっぱな話ではありますが、そういう見当ではなからうかと思ひます。

○渡辺勲吉君 私も、この収支予想表というものは、今回の改正の給付内容の改善というものは、一応考慮に入れてない予想数字である、なお実態的には、物価の高騰に伴う賃金の引き上げという要素も、従来の傾向から見ればさらにプラス要素として加算されるという諸要素を考慮すれば、かなりこの積み立て金の年度別の予想というものは上回るだろうと、この数字を理解いたすのであります。どのくらいということは、にわかにももちろん推定も困難でありますけれども、そういう点からみれば、四十六年度で一千四十億という見通しは、一千億台に積み立て金が到達するのは、少なくとも一年くらいは繰り下がる。四十五年には、積み立て金はいく千億の台を突破するということが一応考えられても、たいした狂いはないのではないかと、たいした狂いはないのであります。で、そういう余裕の今後累増する傾向を一応前提として考えますと、この余裕金というものは、実はこの農林年金に加入しておる従業員の将来の給付に備えて、そして

従業員の経営者団体とが拠出した積み立て金にほかならない。これは申し上げるまでもないことであります。したがって、その零細な、経営者並びに従業員が拠出した財源によって構成される余裕金、積み立て金の運用にあたっては、まず第一に安全性、またこれと同じく重要視しなければならぬのは有利性、この二つの要素を基本として運用にあたることはもちろんであります。けれども、農林漁業団体の従業員の労働条件というものはこれは政府の提出した資料によっても明らかにならうに、将来はともかくとして、従来は他のそれらと比較して非常に劣悪な状態に置かれておるといふことを考えると、この積み立て金の運用の目標というものは、安全性と有利性という二つを堅持しながら、組合員の福利増進に役立たせるといふことで運用するといふことが、この法律に沿うゆえんでもあると思うんですが、そういう運用上にあたっての基本的な考え方は、どういふふうに理解されるのか。私の伺ったような方向でこれは運用されるべきものかどうか、大臣のお考えを承りたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 中心は、いまお話のように、何といたしましては、も組合及び組合員の福祉の増進のために、余裕金が運用されるべきものだと思ひます。しかしその他にも、いま御指摘になりましたように、安全性とか、あるいは有利性とか、こういう点も考えまして、あるいは国の財政投融資関係に協力するといふような面等もあると思ひますが、中心はいま御説のとおりでございます。

○渡辺勲吉君 大臣も私の考え方と同様であるということですが、この余裕金の運用については、この法律の第七十条と、それから農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令の特に第七條、ここにうたっていることによつて、預貯金、次に金銭信託、第三として国債、地方債その他農林省令で定める有価証券の取得、第四点として不動産の取得といふことで、運用の範囲といふものを定めているわけでありまして。

そこで、私、参考人に伺ひますが、これもまだ政府に報告しないままの、固まらぬものであつてもけっこうであります。三十八年度末の農林年金の余裕金運用の状況といふものをひとつお示しを願ひたいのであります。政府からは、三十七年度末のものが出ておりますが、三十八年度をひとつ承つておきたいわけですが。

○参考人(河野恒雄君) ちょっと正確な数字が手元にございせんので、ラウンドで申し上げますので、あるいは若干どこか点で相違があるかもしれないが、御了承いただきたいと思ひます。有価証券といひましては七五・七という数字になつております。それから預貯金が四・三、貸付信託が一・九、不動産が五・一、それから保健経理、宿泊経理等の他経理への融通が二・九八というふうなことで、相当の部分が有価証券に回つてゐるのが実情でございます。

○渡辺勲吉君 三十八年は、ラウンドで伺ひますと、有価証券が七五・七%、これは三十七年に比べてかなり有価証券に集中の傾向といふものが見受けられるわけでありまして。これは一つの見方でありまして、有利性といふ点から、そういう運用を重点的に有価証券に集中してなされてゐるのだと思ひます。安全と、安全性といふ点についても十分考慮のことだろうと思ひますが、この年金の積み立て金は、将来給付すべき積み立て金といふものの運用でありまして、今後逐年発生するインフレに対しては一体どう対処するか、また景気変動にどう対応させるかといふことが、特に投資の際の大きな問題だと思ひますが、その点は、政府としてはどういふふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(昌谷孝君) 年金というふうな、何と申しますか、非常に長期の経済的な安定を前提として成り立つてゐる仕組みと申しますか、そういう長期の循環を、一つの制度の前提に置いておきますものでございまして、当然その資金の安全性なり、景気変動に対する弾力的な対応が得るといふことが要点であるかと思ひます。私どもが法律の七十條で運用の幅をこのように限定をし、また省令でいろいろとそれをふえんして書いておりましたのも、要はそのうこと、そのことが、この省令の余裕金運用の第七條の二項にも、「法第七十條各号に掲げる方法による業務上の余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない」といふ、それをこの種年金の余裕金運用の第一義的な一つの原則としてうたつておる理由でございます。そういう見地から見まして、現在許容されております程度の資金運用であれば、まあ有利かつ安全な運用が伴つておるといふふうな考えをわけでございます。だんだん資金量も蓄積を加えてまいり、またこの種、先ほど御指摘のあり

ましたように、いわば何と申しますか、公共的資本と申しますか、社会資本の性格を持ったものでありますから、そういう将来への経済界の変動等のことも考えれば、政府保証債等への依存をだんだん大きくしていくことも、必要な配慮ではなからうかというふうに考えます。

○渡辺勸吉君 政府保証債の話が出ましたが、これはあとで私は具体的にお尋ねしますが、そこにもっていくつもりで聞いておるわけじゃないが、政府はそういう気持ちがあるから、問はず語りにそういうことを出すわけで、まあそう先を急がぬで、私はひとつ質問をするのですが……

○国務大臣(赤城宗徳君) 急いでください。

○渡辺勸吉君 農林年金等、類似した他の共済組合の余剰金運用については、この運用の対象の範囲が拡大されてきておるといふふうに私は理解するのですが、この点は政府はどのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(昌谷孝君) 今回、改正法におきまして七十条の従来の運用先のほか、蓄積資金がかなり増してまいりましたことも関連をして、先ほど大臣がお答えになりましたような従来の配慮も加えて、農林漁業団体等への貸し付けであつて、しかるべき公共性を持つものというのを、運用先の一つとして新たに加える改正をお願いいたしておるわけでありまして、他の制度におきまして、本則においてはたとえば全額を資金運用部に集中管理することとをうたつておる国家公務員、地方公務員等の例がございますが、これ等もやはり附則である程度全額を資金運用

部に集中管理することの例外をうたつておるといふのも、御趣旨のような事柄であらうかと思ひます。また、厚生年金あるいは国民年金等についても、一部しかるべき公共機関のルートを通じていわゆる還元融資の道が逐次金額的には拡大されつつある、そういう実情であらうかと思ひます。

○渡辺勸吉君 大臣はその問題を早く急げということですから、ひとつ余剰金運用について、核心に触れた問題に特に取り上げてお尋ねをいたしますが、きょう提出をされました資料の一つに、二月十日に大蔵省の主計局長と理財局長、農林省の農政局長、三局長の了解事項「農林漁業団体職員共済組合法の一部改正案」についての了解事項についてという資料をちょうだいいたしたのでありますが、これについていささかお尋ねをいたしたのであります。昭和三十九年度における農林漁業団体職員共済組合法の改正に当たり、下記のとおり了解する。一は、「改正後の農林漁業団体職員共済組合法第七十条に規定する余剰金の運用については、同法第七十条及び第七十一条の規定に基づく農林省令を改正し、昭和三十九年四月一日以後における責任準備金の増加額のうち、その三分の一を同法第六十九条第三項の規定により毎事業年度の財務諸表等を農林大臣に提出すべき期限経過後二月以内に政府保証債の取得により運用しなければならぬ旨を定めるものとする。」二として、「昭和三十九年度においては、可能な範囲内において政府保証債の取得により運用するものとする。」こういうまことに重大関心を持つべき役所の局長間の了解事項が示されておるわけであり

ます。

まずこの確認文書であります。これは運用の当事者である組合のこれはいかなる了解なりその他を経て、こういうものになっておりまじょうか、当事者である組合の責任者は、その点はどうですか。

○参考人(河野恒雄君) 法律の、農林年金法の改正にあたりまして、私どもといたしましては、資金運用の一環として農林漁業団体に対する貸し付けという問題もこの法律に織り込んでもらふよう要望いたしておつたのでござい

ます。それに関連いたしまして、政府のほうにおかれまして、資金運用部に農林年金の余剰金を入れるように法律で定めてはどうかという御意見があつたように聞いております。私どももいたしましては、資金運用の実情からいたしまして、資金運用部に入れるというふうな取り扱いをすること

は適當ではないのではないかとこのことで意見を申し上げました。その後、政府保証債を購入することによって、ひとつ政府に協力するというものではどうかというふうなお話があつたのでございまして、法律改正の段階におきまして農林、大蔵の間で種々話し合いがあつたことも承つておるのであります。が、そういう問題が解決いたしませんと、法律の提案なり、あるいは予算案がなかなか確定しにくいというふうな事情も承りました。私どももいたしましては、すみやかに法案をおつくり

のでございます。その後、こういうふうなものがあるということを政府のほうからお知らせをいただいたのでござい

ます。そういう経過でございます。○渡辺勸吉君 どうもこれは重大な一つの発言であり、経過であると私は思

うのです。先ほど昌谷局長が他の例を言つたように、傾向としてです、傾向として、こういう零細な大衆の積み立てた金を、保険その他の制度のもとにこれを積み上げたものを、国の財政投資の資源にこれを集中するという方

向は、私は非常に大きな問題を含んでおると思うのであります。いまの参考人の答弁にもあつたように、法律を早くつくつて国会に出すためには、この

いう余剰金の運用の規制もやむを得ないといふことは、それなりに従来の諸懸案を盛り込んだ法律を早く改正することの必要は、私は河野常務とその要望する度合いにおいてはまさるとも劣らざる関心を持つ一人でありますけれども、だからといって、組合には了解なしに、これらの了解事項をあつて聞かされておる。今後増加するであろう責任準備金の三分の一は政府保証債を取得させるのだというきめつけは、先

れども、同じ月の二十六日に、あなたの農林年金の組合は満場一致でかかる政府の一方的な規制は、農林年金の設立の趣旨に反するものである、そこ

なうおそれがあるとして、反対の決議をあげておる。これがこの組織を構成しているものの大衆のこれは声であります。この確認文書によりまして、昭和

三十九年四月一日以降の責任準備金の増加額の三分の一を政府保証債取得に充てるといふことをうたつておりますが、この農林省令の改正、すでに法律が国会を通過することを当然と考えて、これらの先付けの約束をしておる

という考え方には、まず第一に、農林年金の運営の自主性に対する不当な宣言ではないかと私は思う。公共的な性格を持った年金制度であるから、農林年金法の第七十条に定められているような形で余剰金運用範囲の限定をするというそういう措置は、これはわれ

われは当然の措置とこの法律を国会で承認しておる。そういう法律の定めた範囲内では、団体の自主的な運営を最大限に尊重すべきではないかと思つてあります。それを省令によつて、本来組合の責任者に、その良識ある経営能力を信頼して、この法律で定めた範囲内で一切をまかすべきものを、監督官庁の一局長がそういう組織の総意を踏みにじつて申し合はせをしたといふことは、これは官僚独善のなほはだしい具体的な一例である。一体、こういうことに対して最高責任者である大臣は、どういう相談を受け、どうい

う御意見をもちつてこういう契約を締結したのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 組合の財政等につきまして、自主性を持たせなく

としてもこれは不適正な今回の措置であると言わなければならぬのであります、大臣はその点はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話の点、筋道として相当もつともな点があると思ひます。この覚え書きは覚え書きとして、私は自分こういうふうによつたらあつたやうなところをやつたのでございまして、その点より方の点につきましては、お考えの違ひはあります。また福祉の方面に欠くところがある、ではないか、これも認めます。でありますので、その方面にはなお力をいたすように指導したいとこう考へております。

○渡辺勸吉君 どうしてもこれを省令に出すというのを撤回してもらえないですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 省令で出すことをお認め願ひたいと、私のほうからまあ申し上げたいと思つておるところでございます。

○渡辺勸吉君 で、この三局長の了解事項には、繰返すようですけれども、同じ二月の二十六日に、農林年金の組合会では満場一致で反対の決議をしてゐるのです。私が単にここで個人的な意見として申し上げてゐるのじゃない。この関係者全体の総意がこの取りきめに対して反対をしてゐるのです。私はそれを国会で代弁して大臣にお尋ねをしてゐるのです。それを逆に大臣から何とか省令を法律改正に伴つてやつてくれと言われれば、これはこれ以上まあ何とも、水かけ論になつてしまふのですけれども、私はその全体の考へ方というものを基調にし

た方向を尊重しなければ、一事が万事で非常にこれは問題だと思つてから、くどくお尋ねをいたしておるわけであり、まず先ほどのこの積み立て金の長期展望を伺ひました。もう四十年度に

おいては、強制的に政府保証債に投下されるであらうものは、約二十四億の巨額に達するわけですね。四十一年度では約三十億近いものが、有無を言わさず政府保証債を取寄せざるを得ない。これは局長に伺ひますが、何うところによつて、この政府保証債は、単に取得だけではなくて、保有を義務づけておるといふふうな聞くのですが、その点はどうですか。

○政府委員(昌谷孝君) 三局長の間で申し合はせをいたしましたのが、ここに書いてありますとおりでございます。

○渡辺勸吉君 書いてあることを言うのじやなくて、保有といふことまで義務づけておるやうに聞くが、そうじやないですかと聞いておる。

○政府委員(昌谷孝君) 私はここで書いておりますように、取得についての了解事項を取りかわしたと理解をいたしております。

○渡辺勸吉君 ではただいまの御答弁で取得だけは了解しておる、私の思い過ぎの質問は、その対象の外である、こう理解します。それからもう少し突つ込んでお伺ひをしますが、この増加分の三分の一といふことであります。支拂ひに必要な年金制度にあつては、現実には積み立てていない部分までが含まれておるのでありますが、責任準備金という解釈は、そういうふうな解釈のもとに現実には積み立てない部分までも

含めた責任準備金といふものを前提にした増加額の三分の一といふことですか。現実には積み立てた分の増加額の三分の一なんですか、それはどういふことなんですか。

○政府委員(昌谷孝君) 相互の間に取ひかわした文書で、その点が、文章が若干正確を欠いておるやうに思ひます。先ほどの取得の問題といひ、その点といひ、字句の解釈にかなり今後幅のある論議を必要とする問題を含んでおります。この取得額と申します、責任準備金といふことに關しましては、私もこの用語では正確ではございせんが、例としてみないました。国家公務員共済組合の場合の方法を頭に描いて、これは文章を起草をしたつもりでございます。と申しますのは、国家公務員共済組合法におきましては、その法律の第十九条では、責任準備金のうち、厚生年金の給付相当の積み立て金額を資金運用部へ出す、その厚生年金の給付相当の積み立て金額といふのを、政令で一応責任準備金の額の百分の三十、これは根拠から百分の三十を、一応本則においては、その法律でいう資金運用部へ持つていく必要がある、その同じ政令で説明をしておりまして、その間の責任準備金の現実積み立て額の増加額の三分の一に相当する額を資金運用部へ持つていくといふのが、当分の間の特別として、国家公務員共済組合法へ入つております。その趣旨から申しまして、責任準備金の現実積み立て額の増加額の三分の一を財政投融資に協力すること、一応われわれが給付面で国家公務員共済並みになつたい、すべての点で国家公務員共済

並みになりたいといふ主張をしたこととの均衡は十分とれると、したがつて、実行過程では、現実支給額の増加額の三分の一でよろしいものといふやうに理解をいたしております。

○渡辺勸吉君 時間もありませんから、私はこの問題については、これ以上の質疑はいたしませんけれども、基本的に組合の自主性を尊重するといふ態度から申しますと、先ほどの労働使紛争の中にも出ておるやうに、余裕金運用のこういう規制からうかがひ知るやうに、方向としては、自主性尊重といふ方向から進行してゐる。といふことは、労使間の紛争としても、解決は将来にわたつて非常に困難な度合いを増す傾向に入つておるといふやうに推量をせざるを得ない、非常に悲觀的な要素として受け取れるわけでありまして、きょうは、私のほうの不十分な要求から、大蔵大臣の出席を求めましたけれども、少なくとも政府が任命し、信頼をして、その衝に当たつておる常勤役員が、労働組合と団体協約を結んだ中に、誠意を持って愛知用水公園との格差の解消を約束して、その年間六百万の財源を要する、そういうことについて、政府はこの組合の当事者をカバーして、それだけの必要財源を付加してやる、ということを強く要請する。そういう問題のさなかに、逆に自主性を侵害し、余裕金のうちのかなりの部分を占める責任積み立て金の増加額の三分の一は、有無を言わさず、これを政府保証債の取得に充てさせ、平均利回りは当事者の努力によつて八分台を維持してゐる。この中には、最高一割もあるでございまして、そういううち七分を持たして、出

てくる平均利回りの低下に対する保証も、何らきよの答弁ではうかがえない。また、そういう努力といふものは、安全にして有利な大きなワタの中だけでこれだけ苦勞しておることは、一方には、きのう取り上げたやうな、当然、国家公務員ぐらゐは一人当たりの補助単価を引き上げるべきものが明確な答弁も得られない、その不足財源を運用利回りからカバーしてゐる。それをさらにブレイキをかけるやうな七分の取得を、大幅な余裕金によつて釘づけにする。当事者といふものは、責任能力のない立場におかされてゐる。従来は、わずかなことまで一々政府に伺ひを立てなければその運用ができないやうにがらにがらになつてゐる。そういう中で、少しでも自主性を尊重する灯を掲げていかなきゃならぬといふ方向の中に、私は組合の決議を尊重して、こういう規制をすみやかに撤回することを、この機会に繰返して強く要請をして、この質問は打ち切ります。

次に、ただいまの余裕金運用の中でも多少触れてきたこととありますが、福祉事業について若干お尋ねをいたします。この農林年金は、他の共済組合と異なつて、短期給付、健康保険といふやうなものをやつておりません。で、組合員がこの制度の恩恵を受けるというところは、結局、具体的な形では退職したり、死亡したり、そういう場合しか、この組合の恩恵を受けられないわけですね。そこでこういう退職したり、死亡したりして一時金、あるいは年金を受ける場合を除いては、この組合に対する魅力を持つといふのは、福祉事業以外にはない。ところが、この福

祉事業が真に組合員の要望と合致する方向で行なわれないならば、いま加入している組合員のこの年金制度に対する関心は一そう稀薄になっていく。遠い将来のために毎年毎年、毎月毎月、これは掛け金を支払っておくという、掛け金の負担に重圧を感じるといふような傾向が出てくる危険性があるわけであります。その意味で、この組合の福祉事業の持つ意義というものは、きわめて重大なものであると考えるのであります。できるだけ現在の加入者の組合員に対する多くの要望に沿うような形で、しかも、希望する者ができるだけ多くの恩恵を受けるという形のもので福祉事業はなげなければならないと思うのであります。そういう考え方で福祉事業はあるべきものだと思つて、基本的には法律の五十三条に掲げてある福祉事業はそう理解していいのでしょうか。大臣からまず基本的な考え方を尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 基本的な考え方は、私が申し上げるまでもなく、いまのお話のように私は考えております。

○渡辺勤吉君 ところが、三十四年に発足してから今日に至るまでの農林年金の福祉事業というものは、義肢の給付と長野県の鹿教湯で血圧の療養所をやっておくという二つを除いては、すべて温泉地を中心とした保養所の設置に重点が置かれております。ところが、この温泉地の保養所を利用するといふ者は、そのことも他の制度によつても運用されておるから、このことはけつこうなことだと思つておるわけですが、この法律の五十三条に定めておるところの福祉事業のうちで、この保養

所設置にかなりのウェイトが置かれていゝという現状には、問題があると思ふのであります。基本的には多くの現加入組合員がより多くの恩恵を受けるという福祉事業のあり方を、大臣は五十三条の精神によつて肯定されるのであります。であるといふれば、いま言つたようなわずかに義肢の給付と長野県の鹿教湯温泉の高血圧の療養所以外は温泉地を中心とした保養所になっておる。このことは非常に福祉事業として片寄つた運営になつておるのじやないかといふふうな考へるのであります。その点はどうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 発足日な浅いので、そういう面だけといふますか、そういう御指摘のようなことであると思ひますが、この五十三条の「福利及び厚生に関する事業」これを見ますといふと、そういうことでは足りないと思ひます。もつとこれに規定されておるような方向に進めるべきだと思ひます。

○渡辺勤吉君 大臣もおっしゃるやうに、私もそういうふうな考へてお尋ねをしておるのであります。私も、これは間違つておれば訂正をいたしたいのですが、いまの組合が設置している保養所は、料率が他の同種の施設と比較して高いといふことを耳にするわけでありまして、これが間違ひであればけつこうであります。しかもその料率の高い低いはおきまして、この全国に限られました温泉療養所といふものを利用する場合に、特に全国の各市町村段階に働く職員としてはこういう限られた、全国で何か所かの温泉療養所を利用するといふ機会が、なかなか一生のうちには恵まれない人が多く

あるわけでありまして、そういう現状からいいますと、ここで大臣も肯定されましたように、この五十三条の第一号でうたつておる、「組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営」にあまり片寄つた従来の福祉事業のあり方を反省して多数組合員は、他の共済組合でも実施しているやうに、たとえば住宅資金の貸し付けを受けて、さきやかながら自分のうちを建てようといふ場合の貸し出しの道を開くとか、あるいは自分らのかわい子供に独力で進学させる資力がないうちに育英資金の貸し付けをやるとか、災害にあつた場合には生活資金の貸し付けをやるといふことが、非常に創立早々から組合員に要望されておる点であります。が、一体こういうことに対しては、政府はそういう要望が強いといふことを御理解なされておられたでございましょうか、どうなんでありましょう。

○政府委員(昌谷孝君) おっしゃいますように、福祉事業の幅を、福祉事業を充実していこうといふことは、組合の皆さんもお話のやうであります。ただ、先ほどもお話が出ましたやうに、まだなかなかそこまで手が回らないと申します。か、そういう実情ではなからうかと思ひます。またそういういろいろの方向で福祉事業の幅を広げていくといふことになりまして、それ相応の何と申しますか、たとえば私学の場合で言えば私学振興会といふやうな、そういうやはり直営でないいろいろな具体的な手段方法としてはいろいろまた御考慮いただかなければならぬ問題があるかと思ひます。それらにつきましては、年金御当局のほ

うからいま緊急の課題として御考案中と思ひます。私ももういふたことと具体的な案の御提示があることを期待をしながら、そういう方向へ逐次年金の事業が充実していくことが望ましいといふふうな考へております。

○渡辺勤吉君 昨日もちょっと触れましたやうに、一般的に見ますと、政府の提出した資料にも明らかなやうに、この団体に働く従業員の労働条件といふものは、他産業のそれに比べて著しく低劣な条件に置かれておるわけであります。この点については当事者において改善の努力が払われなければならないといふことは、きょうの冒段における問題の中にも出ておるわけでありまして、けれども、この法律の五十三条に定める福祉事業の内容といふものを、現在の劣悪な労働条件の改善に役立たせることのできるやうな方向でやつていくといふことが、非常にこの法律の福祉事業にこたえるゆゑんだと考へるわけでありまして、

そこで、お尋ねをいたしますが、この年金の福祉事業においても、政府は、かなりの細部にわたつて監督なり規制を行なつておるやうであります。そういう組合の必要以上の監督官庁の規制といふ中に、私がいま言いましたやうな組合員の強い要望のある事業を実施していないのは、これは一体政府の考へ方に基づいてやりかねておるのか、あるいは組合当事者がそのことの認識が、欠除とは申しませんが、比較的関心が薄いために、これらの切実な要望といふものがいまだ実現されないのか。このことをやるのが、繰り返しますけれども、長期にわたる掛け金負担をささえていくための大きな機能に

もつながらるものでありますから、そういう点は一休これらの切実な要請、五十三条の二号には「組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付」とあります。第三号には「組合員の臨時の支出に対する貸付」といふのがあります。第四号には「前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するために必要な事業」とうたつております。この四号のうちの一号が取り上げられたにすぎなくて、あとの三号はまだどれひとつとして具現していない。この具現していない理由は、政府の方針に基づくものでありますか、どうなんですか。

○政府委員(昌谷孝君) 先ほどからいろいろお話に出ましたやうに、この種団体に対する予算統制の限界なり、あり方なりについてのいろいろ基本的な問題が内在はいたしておると思ひます。しかし、実際問題として、先ほどお答えいたしましたやうに、福祉事業の点での事業の拡充という点につきましては、年金御当局としても発足早々、とにかく年金を軌道に乗せることに、まず最重点を置かれた関係であると思ひますが、まだ十分の具体案の御準備が整つておらぬというのが実情である。聞くところによりますと、

と、現在、福祉対策委員会というやうなものを設けられて、いま御指摘のやうな点を含めて、いろいろと持つべき福祉事業の具体策を御検討中のやうに聞いております。これが具体化してまいりますれば、当然私どものほうへも予算の執行の問題として、あるいは具体的な御相談にあずかることにならうかと思ひます。その際、なるべく

○渡辺勸吉君　そうしますと、組合当事者ではまだそういうところまでいってなかった。しかし、この事業を取り上げるための組織をいま持つてどうこれに対応するかという検討中である、いずれ成案があれば政府としてはこれを積極的に実現することにやぶさかではない、こういうふうな御答弁と承りましたが、それでは、組合当事者が一体これをいままでやらなかった理由。これからやるとすれば、どういう内容を構想の中に立てておられるか、いつごろから、どういう条件で実施されるか、そういう点をひとつ説明してください。

私も、福祉事業を営みますにあたりまして、組合員の意向を聴取するためのいろいろな方法で、それぞれの事業につきましての意向を取りまとめたのでございますが、それらのものにつきましても、多数の希望するものからやっていきたいということを考えたからでございます。現在やっておりますのは、先ほど御指摘がございましたように、保養施設等が多いわけでありましてけれども、現在福祉協議会というものを持ちましてそこで二つの問題を実は取り上げて検討いたしましたのでございます。

が強く出ておるのでございますが、これにつきましては、それぞれの手續が、必要でございます。貸し付けの方法あるいは保証の方法等、いろいろ問題点がございますので、それらの点につきましてはこの福祉協議会で検討を重ねてやっておるわけでございます。なお近きさらにこの協議会を開催いたしましたし

点、たとえば災害貸し付けであるところから、そういうようなものから逐次広げようか、ということのようなことが妥当ではなからうかというような議論が出ておるわけでありまして、したがって、そういうような点も十分検討いたしまして成案ができますれば、これを福祉事業計画の中に生かしまして、また関係方面とも打ち合わせをするという段階に相ならうかと思っております。その他いわゆる保養施設以外の施設、教育施設というようなものについてもいろいろ出て

○渡辺勸吉君 この詳しいことについてさらに私は何うつもりはありませんが、実はなくなった初代の荷見理事長は、この年金の福祉事業の中で、退職した場合に住宅に困らないように退職金をそのままそっくり別の用途に積極的に使うように、この組合員のための宅地を取得し、できれば住宅建設等に

ような初代理事長の意思というもの
 は、あらゆる点からいって、いまの従
 業員の劣悪な条件をこいうい福祉事業
 の活用によってカバーしていく上にお
 いても、非常に大きな貢献を果たすの
 ではないか。特に住宅建設のネックに
 なっている宅地取得の困難性等から
 いて、そういう点にまで積極的に、
 これは荷役理事長は考えておられたわ
 けであります。これは希望でありま
 すが、これから検討される中には、そ
 ういう初代理事長の意思もひとつくみ
 入れて、この福祉事業の活用をはかっ

○参考人(河野恒雄君) ちょっといま数字を持っておりませんので、あるいは間違ひがあるかと思いますが、今年度の予算といたしましては、約六千万円程度であったかと思うのであります。が、今年及び来年も引き続き予算化いたしました。現在のところは東京にその施設を設けたい。それから、宿泊と申しますか、収容員数等につきましては、も、全国から多数の学生を収容すると

点だけを伺つて質疑を打ち切ることにいたしました。この法律の第一条にです。ね、目的をうたつておるわけですが、第一条では「農林漁業団体職員共済組合は、次に掲げる法律に基き設立された法人（以下「農林漁業団体」という。）の職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑を運営に資することを目的とする。」として、「次に掲げる法律に基き設立された法人」を列記して、十一法人をあげておるわけでありまして、ところが最近、この十一の法律に

いします。

○政府委員(昌谷孝君) この法律がで
きましたあとで発定いたしましたもの
で、この趣旨に加うべきものとして考
えられますものは、本国会で、たとえ
ばお願いいたしております法律にも、
そういう事例があったかと思ひます
が、なるべく新規に生まれますもの

一応現在では該当するものを全部拾ひ上げたつもりでやっております。ただ、一、二のところから、非常に類似のものであるから入ることはできないだろうかと、入れてはどうだろうかというような積極的な御意見を伺っております。たとえば民法の公益法人で、やはり農林漁業の發展に寄与をし、かつ農林漁業者を直接の組織員としておるものがあると、そういうところは入れたらどうかという御意見がございします。民法法人の中にありますそういうもののこの制度への拾ひ上げ方という

ことが、技術的にもまた実体的にも非常に困難なので、引き続き検討をさしていただいております。たとえば中央畜産会あるいは各府県にあります地方畜産会といったようなものがそういう意味合いでありますし、また其の関係の農業保険の関係をやっておられます団体の中に、その種の御希望の強いところがありまして、私どもも累次にわたって御要望を聞いております。御承知のように、この制度ができましたときに、対象と申しますか、範囲に含めましたものは、自主性を伴った自主的な、農林漁業の発展のために寄与する自主的な団体であつて、かつ農林漁業者とのつながりが、相当程度直接的であるもの、つまり何と申しますか、農林漁業者のために直接役立つということを一つの基準として選ばれたように聞いておりますので、そういう意味合いでいろいろと困難をきわめるわけですが、また民法法人につきましても、限定的に拾い上げることの困難さ等も伴いますので、なかなか検討の結果、直ちに法律を改正して範囲を広げるということに踏み切るまでに、まだ今日の段階では至っておりません。衆議院の附帯決議でもその点が強く御希望として表明されまして、政府としても、今後至急引き続き検討を続けて、成案を得次第、対処するというところをお答え申し上げて今日に至っております次第であります。

○渡辺勸吉君 ちよつと私語をしたりして、全部を伺い落したのですが、いままではこの該当する団体は全部拾い上げた、しかし類似のものについては、民法上の特殊法人その他をこれに列記する、整理をするというのは、な

な困難であるということですか、要約すれば、それでいいのですが、これはどうもちよつとそのことばにけちをつけるようになると思ふのですが、たとえば、林業信用基金法という法律がその後誕生してゐる。そうしてこの法律に基づく林業信用基金というものが団体として発足されてゐる、こういうものがその後出たのに入つていない。この私は法文を解釈するのですが、いまのあなたの説明から言えば、当然今度の改正案にも入れてしかるべきものじゃないかと思うのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(昌谷孝君) 先ほどお答えいたしましたように、今国会でお願いをいたしております例の漁業災害補償法に基づく漁業共済組合、これはその法律の附則で、この年金に新規に加入と申しますか、含めることで立法措置が講ぜられております。含めておりませんものは、まあ解釈が非常に窮屈で御趣旨に沿わないことになつて恐縮でございますが、この制度がつくられた当時に対象団体を特別法に基づいておつて、しかも自主性の強いものであつて、かつ非営利法人、それから直接または間接の構成員が農林漁業者である、またその業務が農林漁業者の社会的、経済的地位の向上に直接直結したところの仕事を持つておるというふうに限定して拾つたと申しますか、対象とした経過がございます。そこで何と申しますか、国の代行機関あるいは政府機関、国の行政を展開するために生まれた機関だ、確かに広い意味で農林漁業団体ではあるけれども、自主性なりあるいは農山漁村の居住者とのつながりがあつて、その団体として直

接的でないというふうなものについて対象としないという方針が、当初の立法のときに貫かれたやうでございます。そのことで非常に御希望のある団体と、その団体の性格上いま申しましたやうな一つの原則と申しますか、一つの方針との間に十分の調整がつかず、希望がありながら、まだ実現を見ていないものが数個ございます。その例として、先ほど民法法人で、たとえば畜産会というやうなことを申し上げたのでありますが、特殊法人と申しましても、そういうものが御希望の表明せられたものは幾つかございます。その辺の立法当初一条で対象とする、つまりこれは単に団体に奉職する職員でなければならぬということよりも、ひいては農山漁村ということに非常な力点が置かれたと承知をいたしております。その意味からいって、入れることについてまだ結論を得ておりません。

で、私どもとしては今後引き続きこれらの団体の性格づけをどう理解をすれば対象とし得るか、あるいはどうして対象とする理由に乏しいのかという点をさらに引き続き検討させていただきます。また特に民法法人につきましては、自由設立と申しますか、自由に名前を付ける、同じ名前でも社団法人なら社団法人がつくり得るわけでありまして、そういう種類のものについてどういうふうな限定方法をとれば、この特殊年金制度に加えることが可能になるかというやうなことを、さらに技術的な面も含めて検討を含めた上で、なるべく早急に結論を得て善処したい、さうに思つておるわけでありまして、

信用基金法によつて誕生した林業信用基金というのは、この法律の目的に合致した団体の一つであると思ふのですが、それが設立され、法律が制定されて今日に至るも、この団体が入つていないのはどういふわけか。

○政府委員(昌谷孝君) 林業信用基金につきましては、先ほどの立法当初の趣旨からして非常にむずかしい難点がございまして、と申しますのは、これは全国に一つの独立の何と申しますか、保証機能を営む団体であると同時に、これには御承知のように政府の出資が加わつております。そういう政府の出資が加わつておる、いわゆる広義の政府関係機関といったやうな性格のものを、ここでいふ自主的な農林漁業団体ということに含めて理解し得るかどううかという点に、非常に大きな難点を持つております。そういう意味でまだその問題をどう理解するか、十分の結論を得ておりません。

か。したがって、中央畜産会等、そういう具体的な例が出たが、これもできるだけ法律の適用を広く解釈して、これを参加させて、そこに働く従業員の身分の安定というものを確保して、それぞれ農林漁業の発展に寄与させ、職場に對するエネルギーを集中させるやうな方向で私は質問しているわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(昌谷孝君) 私もお答えしておりますとおり、主として今日までの検討の経過と実情を申し上げ、御理解を得ようとしておつたわけでございしますが、強い御要望もあり、また解釈をどの時点で解釈するかによつて、多少必ずしも明確でない点も率直に言つてあるように存じます。そこで、御希望のあるなし等も関係いたしますけれども、解釈をひとつ展開することによりまして、そういう対象を広げる余地をつくりたいというのが、私の本意でございます。ただ、残念ながら、今日までの段階では先ほど来申し上げたやうな幾つかの事情で結論を得るに至っておりません。したがって、引き続き検討させていただいた上で、できるだけ早急に問題の解決をはかりたいというのが、私の気持ちでございます。

○堀本宣実君 関連して質問をいたしたいと思ふのでありますが、いま渡辺委員から質問になりました、いわゆる一条に掲げております十一の団体、すなわち「法律に基き設立された法人の職員」を対象とするという立場に立つて、三十六万人の人たちが加入を許されておるわけでございますが、私はこの法律の中で、農林漁業団体という一つの団体というものが規制をされてお

る。この団体というもののあり方が、
どういう団体であるかということが法
律の上でも書いてございます。その団
体というのは、要するに私は職域共済
であるというふうな理解をいたしてお
ります。団体は農林水産の生産力の
増強と、農山漁村民の経済的、社会的
地位の向上をはかり、あわせて国民経
済の発展に寄与するために設けられた
農山漁村民の団体である、こういうふう
に理解をいたしております。これは農
林省も認めておいてになります。農林省の
つまりこの法律を改正するに当たっ
て、法案の説明に書いてございます。
ちゃんとそういうことであるというふ
うに私は考えておるわけでございま
す。これには間違いないと思う。そう
いう考えからいいますと、いま言う
農業共済協会というふうなものは、共
済組合の末端の組合員は皆入って
おる。ところが、共済組合は入ること
できない。そうしてもう一つ、いま皆
さんが例にあげられましたが、中畜の
問題ですね、これはどういうふうな理
解をされるか知りませんが、中畜に今
当数設けられる、各都道府県に設けら
れる。コンサルタントというものは、
一つの高い指導的相談相手であるとい
う意味であると思いますが、そういう
人たちは相当実情といいますが、現実
に指導力を持つ人でなければならませ
ん。それがために、学校を出た、直ち
に学校を出た人が採用されるとは考え
られませんが、あるいは農業協同組
合、あるいは畜産組合等において、実
態の研修を積み、経験のある人が、一
つの制度に基づいて就職をするのであ
る、こういうふうな理解をするのであ

ります。そういう場合に、団体の、い
ままでの居住をしている団体にはその
恩典があるが、今度はそのコンサルタ
ントという職になるために、その恩典
をこの共済という制度からはずれてい
くということとは、私は不合理である。こ
れは私ははなはだ言いくいことを申
し上げて恐縮なんですけれども、少し
農林省は消極的といいますが積極性が
足りぬと私は思う。何となれば、言
いたくはないが、いま御提案になって審
議をされております農林漁業団体の
この共済組合法でも、今度大幅に改正
されましたが、大幅に改正されたがそ
の大幅に改正される元の原案というの
をお出しになったのと、それから厚生
年金等が改正になることにおいて、今
度自動的と言いますと語弊がございま
すが、改正をされなければならなく
なつたといういきさつから考えてみ
ると、原案はきわめて私は何といいま
すか、不十分であつたように考える。
そういう世論にこたえることができな
くて、他の共済組合というものが前
進し、進歩したということにおいて
それに右へならえをしたというふうな
ふうにも考えられるのでございまし
て、その点でも私は積極性が欠けて
おつた。また本日参議院の本会議にお
きまして通過をいたしました法律がご
ざいます。この法律はもうすでに御承
知でもございましょうが、地方公務員
共済組合法等の一部を改正する法律案
というのが通過をしたわけにございま
す。この地方公務員共済組合法等の一
部を改正する法律案というもので、今
何を改正したのかということになりま
すと、地方団体関係団体職員共済組
合の新設である、こういうふうな提案

理由で説明をいたしております。その
地方団体というのはどういうことかと
いいますと、都道府県、市または町村
長または議長が設けておる、私設とい
うと語弊がございしますが、これは公法
人に基づかないいわゆる組合でござ
います。団体でございします。それが今
度地方行政委員会これが法律が認め
られたということ、ですから、私はこ
れもいま局長がお話になりました、何
かむずかしげなお話になるのですが、
それから考えるとこの都道府県がつく
つておるもの、あるいは市町村長がつ
くつておるもの、あるいはまた都道府
県が、あるいは市がつくつておる一つ
の団体、これは私はなるほど自治大臣
が認可許可をするのかもしりませんが、
内容はよく知りませんが、そういうも
のが今度共済の資格を持つて出てく
るということなんです。そうしますと
と広く解釈するのと言いましても、狭
く解釈するのと言いましても、考え
方は一つでございまして、やはり農業の
それぞれの団体に關係があつて、生産
力の増強をはかり農山漁村民の経済的
な社会的な地位の向上をはかるという
ことで、なかば公的に認めております
る団体というものは、少なくとも私は
この制度の中に包含されるべきではな
いか。何かこうあとからあとからついて
いくような気がしてならないのでござ
います。どうかひとつこの問題も、
前向きでひとつ御検討いただけませ
んか。これはたいへん熱望している問題
でございします。

○政府委員(昌谷孝君) 渡辺委員にお
答えいたしましたように、私も私も狭
く解釈することを能としてゐるつもり
はございしません。ただ民法法人の場合、
どういうふうな表現でねらつてゐる団
体をとらえるかということの技術的困
難さという問題で、実は当惑をいたし
ております。私も私が知恵が足りない
というおしかりは甘んじて受けますけ
れども、都道府県知事会とか市町村会
なるほど民法法人でございします。し
かし、これは自治法に根拠を持つてお
りまして、地方自治団体の長の組織する
団体というものをそちらですでに引用
しておる。また長が組織する団体です
から、長がそう幾つも幾つも同じよう
な団体を組織する懸念等もあり持つ
必要がない。非常に法律技術的に把握
が可能なわけであります。したがつ
て、まことに知恵のない話でございま
す。受けてもやむを得ないので、農
林関係の民法法人で、いまお話に出
ましたような性質のもの、確かに機能的に
言つて入れたらいいと思ひますし、入
れたいと思ひます。それをどうい
うとつかかり入れてまいるか、その点を
前々から検討をしておるのでございま
す。まだまことに申しおけないので
ございしますが、結論が出ておりませ
ん。それだけの理由で事が進まないとい
うことは、私としてもはなはだ不本意で
ございしますけれども、ありように申し
上げてそういう実態でございします。今
後できるだけ早くもう少しふうをこ
らしまして、御期待に沿うように努力
いたしたいと思つておる次第でありま
す。

○堀本宜実君 よくわかりましたが、
とにかく民法法人といいますが、そう
いう意味では今度できた拡充された地
方公務員つまり団体につきましても
私は似たり寄つたりのものだと思ひ
ます。これも一足先に行つてゐると思
ひます。いろいろ理由はありましようけ
れども、理屈とこう葉はどこにでもつく
といひますが、これはものは考えよう
で、私はそのものがやろうとい
う、まるっきり異質なものをやろうと
いうのではないので、ほんとうに中
央畜産会にそんなコンサルタントを
やれといつて補助をして、そうして
人をはかえてそれはやるのですか
ら、これはもう私が基本的なことを申
し上げるとは、人の質問をしてゐる
ところを関連質問をやつてゐるわけ
ですから、私は相すまぬと思つて中を飛
ばしましたけれども、ほんとうに農業
の職員というものは弱いのですよ。た
いして金をとつていないのですよ。
給料は低いのですよ。これは私が一々
額を示して、例を示して申し上げる必
要はないと思ひます。そこで優秀な人材を
確保することがどうしてできるかとい
うことです。そうしますとこの共済組
合に加入のできる者とできない者が
同じところで同じ仕事をしているとい
うことが、これは私はたいへんな誤差
が出る。そこにコンサルタントなん
というものを雇おうとしてゐるところへ
もつてきて、それにはこの恩典がない
ぞといふのは、何となし残念なんだ。
局長が前々からたいへん御努力をいた
だき、御検討をいただき研究をして
おられることは、私もよく知つてお
る。ところが、いつまでも研究をして
おられたのでは、この要望を持つてゐ
る者にはたまりませんので、どうぞひ
とつたなるべく研究を早く打ち切つて、
現実に向きでいかれますように、
きょうもいろいろ国会で通つておりま
すので、これはいろいろ内容は違ひま
す。違ひはしますけれども、理屈を言

えば、私はよく似たものだということ
が言えると思うのであります。どうか
ひとつ重ねて申し上げますが、なるべ
く早くひとつ御決定をいただきますよ
うにお願いを申し上げます。

○渡辺勲吉君 私もう時間が、よその
会派でも大臣にぜひ質問をされるそ
うでありますから、もう質問をやめて締
めくりの希望を大臣に申し上げまし
て、特にきょう取り上げた労使関係の
紛争の問題、あるいは余剰金の運用の
問題、ここにあらわれましたように、き
わめていま組合の性格からいって危機
に立たされていると感じるわけです。で
すから、労使の紛争をこの面からそれ
を解決し、経営者に経営の機能を付与
し、その経営者に経営意欲を与え、自
主的な責任によって組合を運用する
という自主性の強化については、通行す
るいまの考え方を、できるだけすみやか
な機会にこれの姿勢を直してもらいた
いということを大臣に強く要請して私
の質問は終わります。

○高山恒雄君 時間がありません
で、大臣もせいておられるようです
から、私はいままで出ていない問題を
ちょっと申し上げて、大臣の御答弁を
願いたいと思うのです。この年金法の
問題について、日が浅いという点につ
いては、私も十分理解できるのでありま
す。しかし、いま一番農林また漁業とい
うことで困る問題は、私はこの若い青
年の定着、これがやっぱり基本になら
うかと思うのです。しかもまた、先ほ
どの答弁の中にも出てきましたよう
に、非常に年少者が多いということ
で、それにもかかわらず多少前向き
の姿でこの改正を今度されたというこ
とについては、これは認めざるを得ない

私は思っている。しかし一番大事なこ
とは、そういう重大な時期にある
農村の問題を、私は日ごろから大臣の
答弁をよく聞くのであります。大臣
は非常な熱意を持って御答弁なさ
る趣旨も私はわかります。しかし実
際には、局長の答弁を聞いておると消
極的だ。すべてがそういう感じを私は
持たざるを得ないのであります。きょう北村
委員からもいろいろ資料の質問もござ
いました。私はここに資料を持ってお
るのであります。昨日局長は三十六
年の調査で農林共済組合の平均貸金が
一万四千三百六十円、こう言っておられ
ます。私は三十七年、八年をとらえて
他の業種と比較して見たのです。これ
は出ておりませんから私が申し上げま
すが、厚生年金が約千六百万人、それ
で平均貸金が二万二千五百八十八円、それ
から船員が二十四万六千人、二万八千
三百一十円、さらに国家公務員の給付は
二万五千二百一十円、なおまた公共企業
体の貸金が、これは国鉄は二万六千二
百六十二円、さらに電電は二万三千九
百五十一円、専売が二万四千三百九十
八円、地方公務員の給付が二万六千九百
二十八円、そうしますと、大体この三十
七年度現在をとって見ましても、全く
四割安い。これでもってして保険の一
部の改正をしようといつても、私は実
際にはここに掲げておられるような優
秀な人材を確保するということは全く
困難だと考えております。さらに、こ
れは先ほどもこの年金からいふと、給
付の問題の御質問がございましたが、
その答弁の中でも、本給のこと以外の
あらゆる諸給という問題があるか
ら、一がいに言えぬという答弁をして
おられる。しかしそれなら私は年取で

いくべきだ。ところが私が持っており
ますこの資料は、これは農林年金と全
購連、住宅公庫、農林金融公庫、愛知
用水公団、これの年令別の基準が出てお
ります。なるほど十八才のポイントを
押えれば初任給はほとんど一万五千元
です。これには間違いないと思います。
ところが二十二才のポイントを押えて
見ますと、この年取からいいますと
らば六万五千円の相違がある。さらに
また三十才のポイントを押えますと、
大休全購連の立場から言うならば十四
万六千四百九十五円という差がござい
ます。これを愛知用水にとっても四千
八百六十五円、これだけの開きがあり
ます。なおまた三十五才のポイントを
とってみますと、これまた年取では全
購連に十八万一千九百二十二円安
い。さらに愛知用水をとりましても五千七
百五十六円、四十才のポイントを
と見ますと、これまたむちゃくちゃで
す。いわゆる全購連では二十万四千三百
三十八円、これだけ農林年金の労働者
よりも多いということ。これを一
番最低だと見まして愛知用水をとり
ましよう、これにしましても、五万六
千九百九十円相違があるのです。これだ
けの年取の相違があるということ。これは、
私は、一部の保険の改正をここでされる
一つの皆さん方の趣旨というものは十
分御理解ができておられるのと思うの
です。しかし局長もきのう否定してお
られましたように、みずから給付が安
い、こう言っておられるのですから、
きょうの答弁では、私は、もっと局長
自体も均衡をとりたいたいのだ、どうい
うところに隘路があるのだというよう
な、そういう点がお聞かせ願いたかつ
たのですが、その質問に対しての答弁

もなされておられません。そこで私は、
大臣が先ほどの北村委員の質問に対し
て、そうした問題の均衡をとることに
努力したい、こう言っておられました
が、私は、努力だけではなくて、ほんと
うにこれだけの格差があるということ
は、農林行政あるいは漁業行政に対し
てもっと根本的な問題として、そうして
社会並みの水準に持つていく。たとえ
て申しますならば、先ほど私が申し上げ
ましたように、厚生年金保険は千六百五
十一万九千人です。それでも平均貸金は
二万二千五百八十八円です。それよりも約四
千円安いのです。これはもう中小企業も
大企業も入っております。幾ら農林
共済組合員が年が若いといつても、日本
の今日の年功序列の賃金からい
ても、これはおまじき常識では考えられな
い賃金です。この格差は何からできた
かと申しますと、これが私が調べてお
る範囲内では、必ず七・二%とか六%
とかいうこの率での予算を組まれてお
ります。したがってそれに対して原資
のワケというのは、もとがこまかいので
すから、その率ではこれは原資が少な
いのがあたりまえです。そうすれば、
毎年同じようなそうした率の値上
げをするということになりますと、ま
ずまず格差が開く一方だろうと私は
思うのです。したがって特別の原資を
私は考慮していただいて、この給付の
均衡をまじとる、その上に立って他の
共済組合の規定も大体社会水準に合
せていくという努力をしていただくこ
とを、私は大臣に強く要望いたしてお
きます。大臣の決意もひとつまたお聞
きたいと思ひます。時間がありません
からなんです、いままで出なかつ
た要点だけを申し上げて私の意見とい

たします。
○国務大臣(赤城宗徳君) 問題が二つ
あると思ひます。先ほどの北村さんか
らの質問は、いまの農業共済団体の職
員の給付が愛知用水並みにふえなけれ
ばいかぬ、こういうようなことであ
ったと思ひます。もちろんこの団体の職
員の給付等をそういうふうな均衡のと
れたものにもつていかなければならぬ
という問題が一つございします。それか
らいま高山さんがお話しのように、
全国三十二万の農業団体の職員の給
付が非常に低い、こういう御指摘、ま
ことにそのとおりに私も認識いたして
おります。これは深く考えますなら
ば、農業あるいは漁業、林業、こうい
うものの収益性といひますか、非常に
しばしばこども問題になつておりま
すように、所得の格差が違つておる。
他産業と比較してよくない、こうい
う人々の組織しておる、組合員とな
つておる団体でございします。その団
体の何といひますか、団体そのものの
利益といひますか、収益といひます
か、財政といひますか、そのものも十
分でない、こういう点から給付の面に
しわ寄せをされておるということもあ
るかと思ひます。でございします。で
お話しことにございします。でござい
ます。これはまあ少し抽象的になりま
すけれども、農山漁業の振興といひま
すか、そういう面から出発していきま
せん、なかなか十分な解決は得られ
ないと思ひますけれども、それはそれ
といたしまして、各農業団体に働く
ところの人々の給付がよくなるよう
に、積極的に私も指導、協力をいたし
たいと思ひます。同時に、いまの共済
関係におきましても、給付ばかりでな

く、其済の面におきましても、特に農業関係の団体の職員のいろいろな年金その他がなお一そうよくなるように改善を加えていくということにつきまして、再々この席で申し上げているような努力をしていきたいと、こう考えております。

○委員長(青田源太郎君) これにて本法律案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十九年六月十八日印刷

昭和三十九年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局